

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	助産施設、母子生活支援施設に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
②事務の概要	【助産施設に関する事務】 ・入所決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 【母子生活支援施設に関する事務】 ・入所調整及び決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	1 Excel 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
助産施設関連ファイル、母子生活支援施設関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表10項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】 第2条の表20の項 【情報照会の根拠】 第2条の表20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	【助産施設】 こども部 こども家庭課 母子保健班 【母子生活支援施設】 こども部 こども家庭課 女性・こども家庭班
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバーの取得は申請者本人から取得することを原則としている。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住基ネットの利用は限られた職員のみ取り扱いとしている。特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるキャビネットに保管することを徹底していることから、「十分である」と判断した。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書等を取り扱については事務所外へ持ち出さないよう徹底するとともに、施錠できるキャビネットへの保管を徹底している。また、住基ネットの利用は限られた職員のみでの取り扱いとしているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と判断した。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2023/2/1	2024/3/15	事後	
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2023/2/1	2024/3/15	事後	
令和7年2月20日	「Ⅰ 関連情報」 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の9の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表10項	事後	
令和7年2月20日	「Ⅰ 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「児童福祉法」を含む項のうち本事務に該当するもの(16) (2) 合志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第23号)	②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】 第2条の表20の項 【情報照会の根拠】 第2条の表20の項	事後	
令和7年2月20日	「Ⅰ 関連情報」 5. 評価実施機関における担当部署	①【助産施設】 子育て支援課 【母子生活支援施設】 女性・子ども支援課 ②【助産施設】 子育て支援課長 【母子生活支援施設】 女性・子ども支援課長	①【助産施設】 こども部 こども家庭課 母子保健班 【母子生活支援施設】 こども部 こども家庭課 女性・こども家庭班 ②こども家庭課長	事後	
令和7年2月20日	「Ⅰ 関連情報」 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	【助産施設】子育て支援課 096-248-1162 【母子生活支援施設】女性・子ども支援課 096-248-1199	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和7年2月20日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月15日時点	令和7年2月20日時点	事後	
令和7年2月20日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月15日時点	令和7年2月20日時点	事後	
令和7年2月20日	「Ⅱリスク対策」 8. 人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和7年2月20日	「Ⅱリスク対策」 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	